

## 第2回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 逐語録

日 時 : 令和5年11月11日(土) 14時00分~16時00分

場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室

参加者 : 検討会委員 13名、事務局 8名 合計 21名

配布資料 : ①【資料】次第

②【資料】席次表

③【資料】第2回検討会資料(パワーポイント)

④【資料】第1回検討会 要点録

⑤【参考資料1】評価指標及び評価基準(案)

⑥【参考資料2】解消策比較表(案)

### 【議題】

1. 開会
2. 本日の検討会について、前回のおさらい
3. 議事
4. 閉会

### 1. 開会

事務局 本日の司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋でございます。よろしくお願いたします。

まず会を始める前に、お願いがございます。本日はオンライン配信と、後日動画を公開するため、動画の撮影と録音をしておりますので、ご了承いただければと思います。また、ご発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

始める前にまず机上に配付させていただいた資料の確認をいたします。

まず本日の次第、席次表、説明スライドの写し、前回の要点録、参考資料としまして、評価指標および評価基準(案)と解消策比較表(案)、以上6種類となります。過不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれから先の進行は伊藤会長にお願いしたいと思います。伊藤会長よろしくお願いたします。

## 2. 本日の検討会について、前回のおさらい

会長 はい、それでは次第に沿って進めたいと思います。次第の(1)のですね、本日の検討会についてです。今回は第1回の検討会での内容を踏まえ、現状の確認及び共有を行い、評価指標及び評価基準、方策の洗い出しについて議論を進められればと思っております。

事務局 まず次第 2-(2)の前回のおさらいについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、事務局のほうからご説明いたします。本日の検討会についてのまず流れですけれども、今映っているような形で進めさせていただきます。前回のおさらいですが、よいでしょうか。

前回は、委員の方々の中から会長、伊藤会長と中谷副会長の選出をいただきました。それから、記録の方ですね。こうした検討会の記録としてこういった形で残し配信するかといったところで、全てを表す逐語録と要旨を表す要点録それぞれはいずれも公開ということです。傍聴については原則ありということで進めさせていただきます。

4ですが検討会のプログラムのワーキンググループについてということで、運営についてワーキンググループの設置もできるとなっていますが、検討会の運営は5回を目途にやっていきたいと思いますということで了承いただいたことと、検討会の前後、この前も現地見学会、今歩いてきたところですがそうしたイベントというか取り組みと、あとはこのあと、意見交換会、反省会のようなものをしていきたいと思いますということで、議論されたところでした。それからワーキンググループの設置と役割についても、こういった役割分担でやっていこうかといった話が議論されたといったところでした。

次のスライドですけれども、前回議論したところでなかなか結論が出なかった部分です。検討会、ブルーの部分の検討会と、あとは右側、ピンクの方のワーキンググループということで、ワーキンググループを設置して何らかの形で地元の方の声を集約するという場を設けたいなということは、皆様のご意見としても一致していたかなと思います。それをどういう形で取り込んでいく反映していくかといったところは議論の余地があったということです。ブルーの方の検討会については先ほど申し上げた①②③という表がありますけれども、現地見学会、それから今の本体ですね検討委員会と、③の意見交換会という3点セットのような形で進めていくこと、それからワーキンググループの方は、意見交換を周辺の地元の方々 自由参加という形と、あとは検討会のメンバーも自由参加で、もちろん市民の傍聴も可能ということで広くやっていったらどうかということで整理をしてございます。

ここまでが前回のおさらいです。ちょっと補足とかご意見とかあればお願いします。

村木委員 はい、ご苦勞様です。村木でございます。前回の逐語録を見ますと、最後の10

分ぐらいのところですね、浅海先生と私が、公園整備とこの違法性解消をどう考えるかという議論をしておりましたが、そのところはおさらいとしてはどういうふうに今後引き取っていただけるのかという質問でございます。よろしく願います。

事務局 はい、事務局の川鍋です。そこら辺のご意見はあったという中で、まずは今日この検討会の前の現地見学会、またこの検討会の後の意見交換会の中でご議論とか意見交換をさせていただいてですね、まず検討会の方はですね、この違法性解消に向けたものも併せて進めていこうということとで前回はそのような形で、まずは進めていきたいということでこのような形をとらせていただいた次第でございます。以上でございます。

村木委員 村木ですが、おさらい資料にその部分がね、継続検討になってるってということはちょっと入れといていただければ、私のような質問がでなくてもいいのかなと思いました。よろしく願います。

浅海委員 おさらいの中の、検討会の運営については5回で了承してあるんですけど、これは令和5年度の実施する検討会は5回ということいいんですね。それがないと5回だけで全て終わってしまうのかなってという誤解があるかなと思ったので、そこは直していただければと思います。

事務局 はい、今ご指摘の通りでございます。多くても月1回ぐらいという中で本年度令和5年度につきましては5回というところということでございます。

中谷委員 おさらいということなんですが、おさらいというのはここまでは確認したよ、共通の認識になったよという意味ですか。ワーキングチームについて私この提案賛成なんですけれど、その周辺住民の参加は自由参加というふうになってますよね。この認識は新しい認識だと思うんですけど、大体共通の認識になったんではなかね、ちょっとそこのところを確認したい。

事務局 ワーキンググループについては、まだ継続協議というふうにはなっていたかと思えます。伊藤会長の方と事務局とよく相談をしながらというような中で、まずはここで大事なのが双方で意見交換を行って検討会の議論が周辺住民の意見を反映する形にし、できるような取り組みにした方がいいということで、まずはこのような形で取り組んでいく必要があるかなということで、この前のスライドでも継続協議というふうな表記にもさせていただいてますので、まずとっかかりとしては周辺の方に、広くエリアを決めてですね周知をした上で、誰でも参加できるような代表を決めるとかではなくて、誰でもできるような、あの参加できるような形、また、市民の方についても傍聴で広く公開するような形でということで、まずは取り組むことが必要かなということで、このような形にさせていただきましたので、また何かそこでこういう方がいいということであれば、また形を変えることも全然可能だと思いますけれどもこういう整理をさせていただいたところでございます。以上でございます。

た。

伊藤会長      なければ、あの。

金子委員      一つだけ教えてください。前回のこの会議録の一番最後 12/12 っていうところなんですけど、私金子と申しますけども、私 2 点最後にお問い合わせしました。一つは周辺住民の説明会の事について教えていただきたいと。今回資料をたくさんきめ細かく載ってます。ありがとうございました。

もう一点がですね、小金井市と国分寺市の動向が気になるので、次回でいいので教えてほしいとこういうお願いをしたわけなんですけども、資料を見ると、それがないような気がするんですけども。その理由は何なのかなと思ってお聞きします。よろしくお願いいたします。

事務局        すいません、ちょっと資料の方にはちょっとなくて申し訳ございませんでした。小金井市、国分寺市の動向ということで、ちょっと事務局の方も再度その動向というものがどういう内容なのかをちょっと聞き逃してしまったところがございますので、改めて今日の検討会なり、その後の意見交換でちょっと情報を教えていただければ、検討会の中でやるべきものであれば、ご提示したいと思っております。すいません。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

金子委員      どうもすいませんでした。ちょっと私のね、質問の仕方が悪かったかなと思えますので。反省してますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長            よろしければ、次の内容に進めていただければと思います。

井上委員      自治会の代表の方という話が当初あったと思うんですけど、広く参加していただくということで自治会という言葉が消えましたけれども、それはやっぱりそこらへんの経緯を教えていただければと思います。やはり周辺住民という言葉が消えてしまうのがちょっと寂しいなと感じるところです。よろしくお願います。

事務局        事務局でございます。周辺住民というのは、赤くありますけども、これまでも中で自治会員というと自治会だけではないだろうというようなこともございましたので、自治会の方には日野市の方からも働きをかせかせていただいて本日も傍聴という形でご参加をいただいております。ただそれが自治会の代表の方だけでいいというような議論ではなかったと思っておりますので、このような周辺住民のということで広くくりしているところでございます。当然自治会の方も入るということでご理解いただければと思います。

伊藤会長      よろしいですか。はい、よろしくお願います。

### 3. 議事

事務局

はい、次の項目に入ります。前回、初回の検討会においてこの今年度の検討会の目標というところを共有したと思います。違法状態の解消に向けて一定の方向性を見出すといったところまでを今年度目標とすると、今日、その評価のあり方みたいなのところも議論したいわけですがけれども、それを議論するときに、現状どういう問題があるのかとかですね、状況について改めて確認と共有をしておいた方がいいんだろうということで、ここあまり時間はかけたくないんですけどやらせていただきたいと思って今用意をしています。

今映ってるスライドの部分が、都市計画図、日野市ですね。土地利用があるところは用途で色がついています。緑で太く囲んであるところが都市計画公園として都市計画の位置づけがあるところ、北川原公園もちろん入ってますので、今ここにその道路状態のところがあるので今こういう状況になっているという認識です。あとごめんなさい。真っ白なところ、多摩川の流域のところも、あのそっくり緑が入ってるといったところを共有させていただきたいということです。

事務局

補足させていただきますと、北川原公園 都市計画公園の中に搬入路を作ったということでそれが問題だっという形になってるんですけども、その他の都市計画はどうなっているかということで今歩いていただいた多摩川の方がですね多摩川緑地ということで、都市計画の緑地として位置づけられているところがございますので、ちょっとそういうような形で位置づけられているところということを共有したいというところがございます。

事務局

はい、情報量としては同じなんですが、航空写真をベースにした絵です。これも緑で囲ってあるところの今の都市計画公園と、都市計画の緑地の部分が映ってると。

その都市計画的な位置づけとは別に、用地の問題ですね、用地の状況です。水色のところは多摩川の方の河川用地河川区域になっている部分と、堤防があって、黄色で、塗られている部分が北川原公園の用地なので公共用地で、バイパスの今の図面という右側のところは東京都および日野市の公共用地というのと、あと左側の方は主に日野市の方の用地ということで公共用地なので黄色になっています。黒で、太線で囲ってるのがあの河川保全区域となっているんですけども、ちょっと河川のところについては、ちょっと位置づけがいくつかあるので次のスライドを用意しています。河川 ここもこの間歩いたのでわかるかなと思いますけど、あのオレンジで囲ってるところが民有地。あの事業がなされているというところはこの間歩いて共有したところ、あとは立ってる鉄塔のところですね、東京電力さんの鉄塔があるとか東京電力が使われているよというのが今の状況です。

次のスライドで河川区域と河川保全区域というのがありますが、あの多摩

川広い幅の河川区域があって、はいごめんなさい、ちょっと手元の資料と映す資料で違うところがあってすいません。入り組んでますけど。今映ってるのは前の方の画面ご覧になってください。河川区域と河川保全区域です。で、堤防に囲まれて挟まれている水が流れる部分が河川区域で、主に緑があって、あのグラウンドがあったりして常に水が流れてるわけではない部分も含めて河川区域と呼んでます。ここは水かさが増えていったときにも、あふれる幅ということで設定されているのがブルーの部分。河川保全区域がその両側ですね主にこのエリアでいうと40mぐらいの幅で、護岸だとか、そういった施設を守るところとして一定の制限を設けられている区域が河川保全区域と呼んでいます。こういう状況で囲まれているということをご理解いただければと思います。

次のスライドですが、これも、手元の資料がございませんので、前の方の画面の方でご覧ください。搬入路を作ったときに根川のところに橋をかけたときの協議用の図面を映してます。左側の断面のところに赤い 要は橋台ですね。橋なので、橋台を小川の両岸作るわけですけども、そうしたのもこの河川保全区域に当たるところで作ったりとかですね、そういうことがあるので今回のケースも、何らかこの違法状態解消のために何かを作ろうとすると、この河川区域、河川保全区域に当たるケースがあれば、同じような形で協議が必要になるとそのためにちょっとお見せしようと思った次第です。

事務局

ちょっとお手元に、すいません資料がなくて申し訳ございません。こちらが河川区域、こちら河川区域でここから40mが保全区域ということでございます。この青い線が計画堤防という位置づけになっておりまして、この中にはですね構造物を作ってはならないというようなところ、堤防守るためにということで、この根川に架かる橋を協議するときに、この線より上に入っている構造物ですよっていう表すために協議をしているものですので、こういう制限が堤防の通りですので、近いところですので、そういう制限があることを全体として共有したいということで、このお話をさせていただいたところでございます。すみません。

事務局

はい、では次のスライドで第1回目の検討会のときにもお見せしたものです。皆さんで共有するためにちょっと毎回出しますが、あの大きな方針として、これは守らなきゃいけない検討会で議論する上でも守っていく、念頭におくべきことということで方針三つ掲げてます。①は違法状態の解消を図ること、②で行政に対する信頼を回復する、③で新たな住民同士の紛争・意見対立を招かないということは留意しながらということで改めてご提示させていただきます。

というのはというのがありますが、これまでに自治会への説明会とかですね、あの全市民向けの説明会とか繰り返してきた中での皆さんからいただい

た意見、どんな意見が出ているのかというのは金子委員からもご意見のあったところを、今回の資料の中に入れてます。この今お見せしてるところで特に関係があるというかですね、大事そうなところを赤で囲んであるんですけども、都市計画変更をなぜしなかったのかとか、あの一刻も早く違法状態を解消してほしい、搬入路等の見直しについて、目処がつく時期を聞きたいとかですね。検討会は地元の意見を十分取り入れていくようにしてほしいとか、3市の共同処理、ごみ処理の事です。地元住民の軋轢や分断を産んだことを認識して受け止めてほしいとか、そういったことはこれ周辺4自治会での、合計10件のうちの一部ということです。続きましてクリーンセンター地元の自治会の中では合計28件ご意見いただいた中では、やはりもう既に半年以上、もっとですね、違法状態が続いているのでいつまでやるつもりなのかというご意見と、公園整備の実現という市民の期待を市は裏切っているというご指摘等々があったということです。全市民向け説明会全8回やった中でのご意見、これは合計573件もいただいている、市の対応に関するご意見が129件あって、赤で囲んだようなところのご意見がありまして、やはり同じようにですね、ご意見をいただいているということで、地域住民の約束と、ご意見を聞くそういう場を設けてほしいというのは一致してるかなといったところです。市民向け説明会の続きで、解決策に関するご意見が98件あった中では、北川原公園の早期実現、公園の実現ですね、早期違法状態解消と検討課題とは、これは切り離して考えてもいいんじゃないかということと、一体的な整備の必要性について再考してほしいとか、とにかく違法状態を解消すべきだという意見が、多くございました。次が、検討会に関するご意見、34件です。法的な面での検討も加えた方がいいとか、テーマの一つとして、行政に対する信頼回復があると思うというご意見ご指摘がございました。

事務局 すいません。資料には載せてないんですけどもこの他としまして、市の方に前回もご説明の中でちょっと申したんですけども、意見書というものも出ておりました、その意見書につきましてはいろんな解消策を列挙した中で、その中で効果的なのは、っていうか都市計画変更というものがいいのではないかと。いきなり都市計画変更がいいというような意見書ではなくて、いろいろなパターンの解消策を挙げた中で都市計画変更がいいんじゃないかというような意見書も出ていることを、すみませんもうしあげたいと思います。以上でございます。

事務局 会長、現状の確認というところまでです。お願いします。

伊藤会長 あれ、まだなんじゃない。

伊藤会長 今現状の認識と共有という項目の議事の3-1の途中までだったんですが、ここまでのところで何かご質問がありましたら。

浅海委員 基本的なことを教えてください。周辺4自治会とクリーンセンター地元5自

- 事務局 治会っていうエリアなんですけれども、どういう場所になるんですか。
- 事務局 スライドの一番最後3-(4)のその他ワーキンググループの周知の範囲ということで、北川原公園の周辺4自治会ということで、新石自治会さん、万願寺自治会さん、下田自治会さん、下田住宅自治会さんということが、この北川原公園の周辺の4自治会としてそういうグループでございます。クリーンセンター地元5自治会ということなんですけども、先ほども窪田委員の方から、あの、クリーンセンターから近いのは、対岸の方がというところがございました。クリーンセンターの半径500メートルのところに係る自治会ということで、新井自治会さん、落川上自治会さん、百草園、百草園団地ということでこちらの自治会と、あとプラス、あの新石さんも両方被っていますので新石さんも加えたそこの5自治会ということでございます。全部でこの周辺の自治会はあの新石自治会さんが被っていますので8自治会ということでございます。以上でございます。
- 笠間委員 今自治会の区域の説明があったかと思うんですけれども、ちょっと正確に言っていただきたいなっていうふうに私は思うんですが、あの落川上自治会っていうのは、この図の赤のあの部分だけじゃなくて、もっと広いんですよ。百草園駅の近くの方まであるし、それから百草園団地自治会の横がクリーンセンターに近い側の方も落川上自治会なんです。だから、地元私は新井です。そういうことはわかるわけなんですけれども、ご説明いただく場合は、それもちょっと正確に言っていただかなければいけないかなと思うんで、お願いします。
- 事務局 事務局でございます。申し訳ございません。自治会名ということで4自治会ということで今最後のスライドで示しているのが、この中でいうと落川上自治会の方がですね、あの、もっと下のところまで区域に入っております。百草園の駅の方まで入っているようなエリアなんですけども、こちらでなぜ赤くくくっているかっていうと、これまでクリーンセンターの周辺ということでクリーンセンター便りを配っていた配布範囲ということで、この範囲を示させていただいておるところでございます。なのでこれが落川上自治会がここだけかっていうことではなくて、正確に言うともっと下の方まであっていうところでございます。よろしいですか。
- 事務局 すみません。あと手話の方からです。すみません、ご発言される際はちょっと委員のお名前の方を言っていただいて、ちょっと聞き取れないということで、マスクもちょっと外していただいてご発言いただければと思います。すみません、ご協力をお願いいたします。
- 伊藤会長 いかがでしょう。
- 村木委員 村木でございます。川鍋さんからの要望書、意見書が出ているということですがお名前を黒塗りにしても構わないので、我々委員の方にも書面で、後で見せ



ていただきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

江藤委員 すみません、江藤です。ちょっと今すぐわかればいいんですけども、自治会のあの中で、自治会に多分入ってない世帯もあると思うんですけども、そんな割合みたいなのって把握されてるんですか。何パーセントの方が自治会エリアの中で加入されているかみたいなの。わからなければ大丈夫です。

赤久保委員 企画部の赤久保です。今、手持ちの数字はないんですけども地域協働課の方でそういった手続きをとっておりますので、ただの未加入世帯もですね、実際に確認できない世帯もありますので、だいたい何世帯ってというような形での割合になりますけども、その辺は提示できると思います。

江藤委員 江藤です。まああの、今後意見を集約したり集めたりする中でその自治会とそうじゃない方たち、入ってない方たちがどのぐらいの割合なのかっていうのもちょっと知っておきたいなと思いましたので、ざっくりでいいので、まあ、あの次回でも構いませんのでわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

事務局 事務局です。次回対応させていただきます。

伊藤会長 他はいいですか。

金子委員 2点お願いいたします。すみません、金子です。まず一つはですね、12ページのところなんですけども、赤く囲ったところですね。違法状態を何年続けるつもりなのかという大変鋭い住民の中から出ているようなんですけども、これに対しての日野市の見解みたいのがあったら教えていただきたいなと。もう一つはですね、ページの14ページですか、赤く囲ってないんですけども、上の方の黒丸の二つ目、他の2市の反応を知りたいと、こういうようなお話があるんですけども。私が質問はねあんまり抽象的でわかりづらかったと思うんですけども、私は案をこれから検討していく中でですね、外的要因と内的要因と、大きく二つあるんじゃないのかなと。これはどうしても避けてはいけないだろう。特に外的要因ですよね。これはやっぱり周辺住民の意見ってのはこれは大事にしなきゃいかんだろうなと思ってますので一つお伺いした次第です。二つ目がですね、やっぱり日野市のごみだけの問題じゃないわけですよ。小金井と国分寺市のゴミの問題があるわけですから、極端な話ですけども、2市が5年後に清掃工場を建てられると、いうことであれば、それなりのまた解消策も出てくるんじゃないかなと。極端なですけどね。そういうことがあってですね、私は2市の動向がですね、これから解消策を考えてくれる大事なんじゃないかなと思ってお聞きしたんですけども。答えていただけるならば、違法状態を何年続けるつもりなのかちょっときついあれになってますけども、何年ぐらいを目途にというふうに考えていったらいいのかなとということを教えていただきたいと、こういうことでございます。

事務局 事務局でございます。すみません、どのぐらいの時期で解消するかということ

ろでございます。入りのところでも書かせて提示させていただいたんですけども、早期にということでございます。なので期限は切ってなくてなるべく早くということ。ただ、あのこの検討会を設けたようにですね、その解消策、その違法状態を解消するためには、解消策がどのように解決していくかというのはそこは丁寧にやっていく必要があるということで、この検討会を設けた次第でございます。なのでここでの検討を踏まえて違法状態を早く解消していきたいということで、なるべくこの検討会で最適案導いていただけるようお願いしたいということが市の意向でございます。以上でございます。

はい、現時点ではこの検討会を発足するにあたって、その搬入路の違法状態を解消するということが、こちらの検討会の目的になっております。その前提となるのが、3市での合意ということで現時点ではこちらの浅川の隣にある可燃ゴミ処理施設を3市で使っていくということが30年間ですね、前提という中で進んでいるというところで、2市もその認識だということなんですけれども、ちょっとその確認ということでは逐次してるわけではないので、その合意を前提として今回の搬入路の検討も進めていくのかなということで考えているところでございます。以上でございます。

伊藤会長 私説明会の中では、市長さんが直接説明しに行ったみたいなの、そこまでだっというふうなふうに記憶してるんですけど、特に継続的に何かがされているわけではないかなというふうに認識してます。

小平委員 環境整備部長の小平でございます。今委員長の方からもお話ありましたがこの判決を受けて、市長が直接2市の市長に状況について説明を申し上げたところでございます。その後ですね、2市の部長級の会合というのが概ね月に1回ずつございます。その中で基本的にあの3市の合意内容というものを履行してくださいというところは確認をしているところでございますし、2市におきましても、30年という区切りの中で次の手を考えるタイミングっていうのを図らせてくださいというふうにか、そのような状況で市としてはこの合意書の履行をお願いしますというのは、繰り返しお話をしているところでございます。以上です。

金子委員 それじゃあ、金子ですけども、30年という目途ですけどもね、概ね30年それぐらいをスパンで考えればいいってことですか。つまりこれから案がはいってきますけども、えらいこれ時間がかかったものもあるし、すぐやろうと思えばできるものもありますから、その辺をですね、私もあの解消策考えてですね、どこに距離を置いたらいいのかなっていうのがちょっと悩んでたもんね。それってやっぱ意見も変わってくるかなと思ったんでお聞きします。30年の30年ということであればね、それも一つの考え方でしょうから、結構でございます。ありがとうございました。

事務局 事務局でございます。今回の検討会の案の方にもご説明をさせていただいて資料の方にも提示させていただいたんですけども、30年というところでその作った場合の搬入路をどのくらい使うのかというところで何年間ということを示して、それは30年というものを前提として資料を作らせていただいておりますので、30年を前提として考えていただければと思います。以上でございます。

伊藤会長 次の説明続けていただきますが、よろしいでしょうか。はい。  
事務局 事務局の方から、次の項目ですね、評価基準と評価指標ということで。ごめんなさい、お手元の、ちょっと順番を変えたのでタイトルが少し変わっているかもしれない。すいません、ここで区切らせていただいて。  
この前までに確認していた内容は、地域の皆さんからいただいたご意見。あの構成を変えただけなんですけど、お手元の資料の一番上のところの3-(2)って書いてあるところが、皆さんのお手元のところは3-(1)になっていると思います。あの区切ったところは委員からの意見については、もう次の項目だろうということ。ごめんなさい、直前でちょっと直しちゃったので、混乱させて申し訳ありませんでした。

ここから先は前回の検討会の中で宿題として出させていただいたところもあって、あの、委員の方からのご意見、いくつかいただいています。それは次の評価基準等々を考える上でのご意見になろうかなということここで区切らせていただいています。ここからなんですけどまず、浅海委員からいただいたご意見で、評価方法等についてということで、客観的な指標で考えるべきだろうと、そういう視点が必要だろうということで評価基準を設けてはどうかということ。5点ほどご提案をいただいています。①違法状態を早期に解消できる案なのか、②地元に新たな紛争を招かない案なのか、③地元の豊かな環境作りに資する案かと④30年後のゴミ処理施設移転を考えた場合の合理的な案かと⑤財政的に過度な負担がないかと例えばということでこの5点をご提示いただいたところ。一方で評価指標と評価コメント、これらがちょっと前回イメージで出させていただいた表の中に一緒に書かれていた表現が、そういう表現であったので区別して表現した方がいいんじゃないかというご意見をいただいたところ。解消策の検討に当たっては、(2)の方ですね。一定の技術的検証、土木的な構造だとか、あの物理的なことも含めて事前に検討しておくことも必要だろうというご意見でした。

先にちょっとご意見の方だけご説明します。次原告団の方から、原告団としてということでまとめてご意見いただいたところ。①評価方法等についてということで、事業費が課題ではないかというコメントが前回の資料の中であったんですが、これは一般的な評価の基準にはならないだろうと周辺環境

整備費を超えない範囲でとか、そういった具体化をしていくべきだろうということが、2点目が公園の整備に当たっては昨今の、誰でも誰もが使いやすいということでインクルーシブな公園作りを目指していくべきでしょうと、そういう評価項目があってもいいんじゃないかという視点がございました。それから(2)の解消策についてですが、新規の解消策の提案ということで、ここにある①②、信号処理の話と、エレベーター設置の話が、ご提案があってこれは今回の資料の中に加えてございます。後ほどご説明します。

次が井上委員からのご意見がございました。(1)解消策についてですが、浅川堤防のみのルートが良いのではないかというご意見で、元々可燃ごみは浅川堤防を通ることで容認されていた部分もあって、案としていいんじゃないかというご意見があったこと。それから、(2)その他で、検討会を、公園を含む開発、広義の開発ですね。開発について議論する場にして欲しくないと、この検討会の趣旨としては違法状態の解消を主とすべきだろうというご意見かなというふうに受け取っています。次は住民自治を重視するのであれば、自治会の加入非加入を問わず、広くワークショップ、こういった議論の場に参加をしていただくべきではないかというご指摘がございました。

それから次金子委員ですね。お話もありましたけれども、あの評価方法についてということでは、前々から申し上げてるルール3.のルールは守るべきだろうということ、それから(2)解消策についてですけれども、日野バイパス、多摩都市モノレールの高架下の道路と浅川堤防道路と、このルート今日の案の浅川ルートのことですので後ほどまた議論させていただければと思います。次からですね、こうしたご意見踏まえて評価指標と評価基準ということで一旦今整理をしてご提示をしています。それがスライドの資料とは別に参考資料の1と参考資料の2っていうのがお手元にお配りさせていただいていると思います。その内容としては一緒なんですけど、まずは参考資料1の方の評価指標案ですけれども、まあ、あの視点としてですね、指標として、法律が一点、それから解消までの期間、次が、周辺への影響、それから次が構造的難易度と、次がコストといった項目になっています。こうしたことは客観的な指標としてまずは整理をした上で、次のスライドですね、評価基準の案ということで、基準を設けて皆さんで判断していくべきではないかと、ここで議論すべきではないかというのがあって、今の事務局案としては浅海委員からご提示のあった5点をベースにしながらも、皆さんの意見踏まえてですね、6点を評価基準案ということで、ここに書いてある6点を入れてます。要は、浅海委員の案5点に加えて、インクルーシブな公園作りということで6点目を加えた基準に今のところなっていると、これはご提案でございます。参考資料の2とA3でちょっと大きめの表 解消策比較表案ということで、お手元にもあるのがこのスライドなんですけれども、ちょっとこうした形で今まとめています

が、まとめ方とその評価のあり方についても議論しながらということで考えてますんでちょっと先に参ります。今、その表にあった案がいくつかあって、ご意見も踏まえていくつか作ってますので、考えていく上でこの案1個1個については少しご説明が必要かなと思ってるので、1個1個案を切り出しています。なので少しここはご説明させてください。

①が浅川ルートへ変更ということで、赤いルートですね、あの今日も歩いたところここに来るまでに歩いた道かなと思いますけれども、赤いルートを浅川ルートと呼んでいて、このルートに切り替えるプランが①です。今の評価指標5点の中での客観的な事実というかなですね、こういうことかなというのが右下に、あの整理をしています。法律的には今のところ、各法律に抵触しない案なんだろうという整理をしています。それから期間ですが、搬入路の除却、今の道路をとっていくということでは最低6ヶ月は必要かなと見てますので半年。周辺への影響ということで、あのモノレール通り、堤防道路の交通増は当然出ますので、これらの影響があると。構造的難易度は特にありません。コストで1.2億としてるのは、今の舗装だいぶ傷んでますけれども、もし仮に通すとすれば、舗装の整備だとか、通行に適したものにしていく必要があろうかなということでの計上です。

次、はい。一旦案の説明だけ先に進んでやらせていただいていたいいですか。

②が多摩川ルートですね。一方でのルートの話です。①と②は対比というかなですね多摩川側を通った場合ということで、こちらも浅川ルートと同じように、ちょっと写真がありますけれども、比較的浅川ルートよりは民家が近いというか、家屋が近い状況にあらうかなということと、だいぶ次の橋、日野橋までの長さがあります。そのためにコストとしては4.4億円となっておりますけれども、地域に与える影響だとか構造的難易度とだとかというところは、おおむね浅川ルートと同じというふうに認識しています。

ごめんなさい。先いきますね。

次が③ジャンクション設置案です。赤い点々と青い点々で書いてあるのがごみ搬入路の経路です。かなり大がかりになりますが、かつ冒頭でご説明した条件整理の中で、河川用地ブルーの部分とか、公共用地類は緑で囲んでいる都市計画的な位置づけ、公園緑地がある部分についても、当然越境、占用をします。そこは、新たな法律的な整理だとかあるいは解消までの期間だとか、かなり大がかりになりますという整理になっています。コストで言うところのこのぐらゐの費用というところまでの、かなり大がかりだということはわかるかなと思います。

④がパッカー車、エレベーター設置や、これ原告団の方からのご提示があった

ものです。当然まだ協議等々、これから仮にやるとしてもですね、まだなんで、完全な素案なんですけれども、今かなりの交通量がバイパスを走っている中で、エレベーターで上がってきた車がまた合流するだとかってという道路設計的には織り込み長とかっていう話が出ます。その合流するためのその擦り付けの部分も、今赤い線で書いてあったり青い線で書いてあったりしますが、そういったものも含めていくと、かなりあの拡幅は出てくるだろうなど。EVと書いてあるのがエレベーター設置を仮にここでやったらっていう場合ですね。バイパスの中で1車線拡幅をする形で、エレベーターに入っていく専用部分、専用車線をつけて、そこでエレベーターで上げ下げをして、下からあの堤防道路の方に多摩川の方に入って、クリーンセンターに持ってくるということですね。これはやはり都市計画的な専用路の、緑の線を出てるとか、青い線が入れるとか、新たな構造が必要ということになりますので、かなりこれもなかなか大がかりな事業、工事になろうかなと。構造的な部分でも難易度が高いと、一般的にあれだけの交通量の日野バイパスに何かをするということについては、土木的にも、交通的にも難易度は高いかなというふうに意識をしています。これもちょっと仮ですけども、あくまで計算上で検証をしましてエレベーターにかかる時間とかですね。そこで、昇降、上げ下げして安全管理をして、1台あたり、おそらく1分ぐらいかかるだろうというふうにも見積もっています。これは今のエレベーターの処理能力の話なんですけれども、一方でそのごみ収集車が来るとき、帰るときのピークには、一分1台ぐらいのパッカー車が来ます。ほぼ同等なんですよね。なので、うまくやれて、さばけるような状況になろうかと。なので、ここに上昇の時間、扉の開閉時間ボタン操作とか、安全確認とか、そういったことをもろもろ追加されていくと、ちょっと1分ではきついかなという認識もあって、ピーク時間帯はなかなか遅くなって詰まっていくと、あのバイパスにかけて負担がかかっていくんだらうということと課題かなと考えます。

次が⑤であの信号とスロープ設置案ということで、これも原告団さんからのご提案の一つです。石田大橋の手前のたもとのところに信号をつけて、そこからあの今民地にかかっている部分にのせながら、スロープをつけて、堤防道路の方に入っていくルートだったらどうかというご提案だったので、絵にするとうこういう形かなというふうに考えてます。信号をつけてそこに入って行って、今赤字で83mとか12%とかって書いてあるのが、その長さとか勾配です。その道路構造的にあの12%がもう限界かなというところがあるので、このスロープの勾配を考えると、このぐらいの幅感が出ます。下すのにですね。10メートルぐらいの高低差があるのでそこを擦り付けていくとうこういう絵だろうかなと。そうすると民有地の中だけでおさまらずに根川の上にも乗るし、都市計画緑地の中にも入っていく、堤防道路の中にも入っていくと、構造体が入っ

ていくのでスロープの設置にあたってはやはりかなりのハードルが高いのかなということ考えています。あるいはあの信号をつけることで日野バイパスへの影響、交通の影響ですね。そうしたことも考えるべきだろうということで、こちらもあの信号に関する、ちょっと技術的な検証をかけました。今現状ですね、石田大橋付近の往復の交通量が3万2000台ございいます。今の状況かなりの時間帯によっては混んでいるという状況が見てとれるかなと思うんですけども、数字的にも出ていて、混雑度っていうケースで、わかるんですが、1.3ということで時間帯によっては混むねと。何らかのきっかけがあるとすぐ混んでしまう状況だというのが今の現況です。ここに対して仮に信号を設置した場合は、この混雑度が1.44と数字上も当然増えます。なので、バイパスの交通の円滑度というのは当然下がっていくし、難しくなっていくんだろうというのがわかるなということです。一方で、下の表の方は信号設置の必要条件ということで警視庁があ示している条件があります。新たに信号をつけるということはどういった状況であっても大体ハードルは高いんですけども、彼らにとってのその条件というのがあって、信号が離れている距離感の問題だとか、そういったことがいくつかあって、上の4点は大体クリア。一番下の×ってついているのが本線への影響がどうなのという話があります。ここは、先ほど申し上げた、あの混雑度の話と今の現況渋滞気味というのもあるので、ここは明らかに×になるので、信号の新たな設置というのは警察的にはかなりハードルが高いのは、明らかなのとあったところの整理がございいます。

次の案です。⑥公園内兼用工作物の設置とって覆蓋化です。だいたいイメージつきますかね。あの真ん中に書いてあるのが平面図で、オレンジの部分が、覆蓋ふたをかけるイメージ、左下の方はその断面のイメージです。右側に書いてあるのが、真横から見た形で上にグレーでくる。青い車が走ってるのは日野バイパスの上を、石田大橋の方に向けて走る。一方で、根川の方に下がっているのが、覆蓋化で蓋掛ける部分ですね。今の公園部分です。今茶色でふたをかけて上を公園として使えるようにできるかなというのが、仮に蓋をかけた場合の案なんですけど、当然北川原公園の分断というのは変わらないのでこれが蓋をかけたことで、公園になったねと認められるかということかなり怪しいかなということで、都市公園法に抵触なのではということで整理をしていることと、あとは解消までの期間もそれなりにかかる。工事的にはそんなに難しくはないんですけど、それなりのコストがかかるという整理をしています。

次がアンダーパス化、似たような話ですけど、上に掛けるか下に潜らせるかということで、なんらか公園利用かできないかということで、アンダーパスの方はさらに今の公園の地盤よりも下がったところにトンネル化させて通行させることができないかというプランなんですけども、断面で見ただけの通り、根川もあるのですぐ上がってこなきゃいけない。当然車なので、ギュッ

と下げるわけにもいかななくてスロープでいくと下がってる部分が、平面図に書いてある 40 m ぐらいしか下がれませんので、トンネル化してる部分がですね、仮に上が使えるとなってもそのぐらいしかできないので、ここもなかなかやった感が出ないというかメリットとしては低いかなという整理になってしまうといったです。

事務局

すいません、事務局の川鍋です。いくつか補足をさせていただきたいと思います。まず 1 番目と 2 番目のものは既存のルートを使うということで、やはり周辺の沿道、特に沿道の方への負担というか、周辺の環境が変わってしまうところがですね、大きな問題だということをございます。

3 番目なんですけどもこちらがですね、すいません、こういうルートがあって、この本線の高さが 10 メーターぐらいですかね。10 メーターぐらいの高さなので、降りてきますので、くるっと降りていきますので、その下は公園として使えないというような形になるので、そうですね、仮にこれできたとしても都市計画の公園の変更みたいなことが必要になってくるということなんです。

あと、ジャンクションでは、こちらの川側のこのジャンクションの方は、河川区域に橋脚、橋を支える柱がかなり必要になってくるということで、こちらでもすごく課題が多いかなということをございます。

次、こちらなんですけども、こちらについても、先ほど事務局の方からも話があったんですけども、このエレベーターを作るにあたって、拡幅をしなければならぬと。この拡幅の部分についてもですね、張り出しみたいな形では構造的に難しいので、重みがかかって、張り出して拡幅するっていうのが、ちょっとあのこの幅ですと難しい。詳細にはやってないんですけどもほぼ難しいということで、この範囲にも、あの、橋脚という柱が立つということで、これで行きますと、今の搬入路のところに、橋脚が何本か立たなければならぬということをございます。逆側なんですけれども、こちらの河川側についても、もう堤防に近接するということで、なかなか堤防の近くにその橋脚を立てることがですね、その計画堤防 1 対 2 で計画堤防の中に構造物が基礎が入ってしまいますので、ちょっとなかなか難しいのではないかとというのが、あのやっている実感でございます。

その次。あとエレベーターに関しては、あとメンテナンスがどれだけかかるかということをございます。このメンテナンスだったり、もし壊れた場合にその違う場所の確保が必要だろうということが課題として挙がっているところをございます。こちらにつきましても、先ほどのエレベーターと一緒にございます。特に公園の方はあれだなど、こちらの方が、堤防に降りる道路ですので、もっと手前側の河川側でなんていうんですか、その拡幅部分が必要となってきますので、そこがですね、こちらにつきましては堤防に近いところにそういうものが建てる建てられるかどうか難しいということと、石田大橋の橋脚



もあるので、河川の断面というものが阻害してもいいか、ここまでだったら、何か構造物を立てて河川の断面を犯してもいいよという阻害率というんですけども、阻害してもいいよというのがあるんですけども、プラス方向で何か建たなければならないということで、これもうちちょっとまだ資料を取り寄せている最中なんですけども、なかなかちょっと難しいかなというのが実感としてあるところでございます。

あと、こちらでちょっと大事なのがちょっと書いてないんですけども、逆側しか6番目と7番目については、公園側しか覆蓋化のものは書いておりません。公園側じゃなくて流域さんから借りている下水道用地の方については、あくまでも、下水道の施設が建った後に、覆蓋化して公園化するという計画でございまして、仮設というか大がかりな構造物が立てられない中、その条件の中で貸していただけるというふうになっているところでございますので、こちらについて、かたい構造物は立たないということで、仮に6番目の覆蓋化ができたとしても、逆側の別のルートが必要になってくる。片方のルートしか確保ができてないので、別のルートが必要ということになってくる案でございまして。6番目と7番目はそういうような形でやったとしても、片方だけで、片方、別のルートが必要じゃないかというところでございました。

あと全体的に言えるんですけども、この搬入路の中で工事が必要なもので搬入路を作る場合はですね、その工事期間中に、別のルートを確認しなければならぬということが課題としてあると。そういうものを、今言ったものをまとめさせていただいたのが、参考資料の2の表で赤く塗られている、囲われているところが重要だろうということで、まとめさせていただいているようなところでございます。そういうものを踏まえてですね、またご意見をいただいて、評価シートの方を改善して行って、最終的にご評価をいただければなと思っておるところでございます。

補足としては以上でございます。長い説明で申し訳ございません。以上でございます。

伊藤会長  
井上委員

今の説明についてのご質問なりご意見ありましたら。

井上です。一番最初の22ページ3-(3)、1浅川ルートへの変更っていうところで。これは他市のごみも含めて、このルートをとって言ってないんですね。じゃあ他市のルートはどうするのっていう質問が出されますけれども、他市のゴミのことを原告であった私どもは考える必要がないと思ってまして、その他市のこれからについては、さっきちょうど金子委員さんからもありましたように、他市の動向はどうなってるんですかっていうことを私も伺いたいということと、できるだけ早く小金井、国分寺さんが、同じテーブルで議論できることがベストだと思いますが、先ほどの川鍋様のお話ですと、他市の部長クラスの方からは、こちらの合意書に基づく検討会の進行に下駄を預けるよう

なご発言がされてるということですので、ちょっとそれだと…私どもが言ってるのは、ただ浅川堤を日野市のごみのトラックだけは通して、日野市のごみを、その違法だけは解消してほしいという願いで、私は参加してます。だから今こちらにあります当初のその合意書に基づくこの検討会ですから、そういう他市のゴミを受け入れないようなことについてはご遠慮くださいと言われておりますけれども。いやそれでもいいんだよ、だから検討会っていうんだよっていうのは、市長さんからのお話で、私は応募してこちらに座っております。そうするとね、これが最初っからもう他市のごみ受け入れ大前提で動くんだよっていうのであれば、私ここにはいませんので、そこら辺はどうしましょうか。私がいてよろしいのかどうか、そこら辺を確認したいのが一つ。やはり、小金井、国分寺の動向っていうのは常にこれは日野市だけで勝手に決めていいものじゃないと思ってるんですね。そこら辺は委員の皆さん、当たり前じゃないかって思ってるのかもしれないけどちょっとそこら辺を伺いたいと思っています。よろしく願います。

伊藤会長 ちょっとあの複雑な問題なので、それが発言があってそれについてどうするって話はやる必要はあると思うんですけど、あの他に質問を聞いてからでもよろしいでしょうか。

村木委員 村木でございます。その用地のところを1回ちょっと、確認させていただきたいんですが、手元の資料でいう7ページと8ページのところにですね、公共用地黄色の部分の公共用地東京都および日野市という書き方になっています。これは、例えばこれをどう解釈したらいいかなんですけども、日野市として、東京都の何かこう、合意をとりながらじゃないと使えないという意味なのか、どっからがどこまではもう日野市としてある程度できますよ、ここは東京都の了解が必要ですよという区分別があるのかどうかのちょっと川鍋さん教えてほしいんですが。

事務局 はい、事務局です。すいません、公共用地として書かせて、東京都および日野市ということを書かせていただきました。こういうものがやっぱり公表されるということになりますと、やっぱりきっちりとした場所、東京都なのかというところが必要になってくるということでちょっとそこまでの整理ができなかったんで、あの日野市と、東京都という形で書かせていただきました。この図面で言いたかったのが、東京電力さんの鉄塔がありますよ、とあと一部民有地が残ってますよということをお知らせしたかったということと、河川区域がありますよと、および河川保全区域がありますよということを表したかったのが目的でございます、その中でですね、こちらの北川原公園側は日野市でございます。あと根川のところも全部日野市でございます。

右側の方が根川の下側の部分はもう東京都さんの流域下水道の土地ということでございます。その東京電力さんのところを除いたその緑の線で囲われた

ところの下のところは全部根川以外は東京都さんという認識です。ちょっと民有地のところはいろいろちょっとやり取りがあって、東京都であったり日野市であったりというところで、ちょっとそこまでの確認ができなかったのでもこういう表記をさせていただきますけど、区分けとしてはそういう区分けでございます。以上でございます。

村木委員 はい、村木です。ありがとうございます。20号バイパスよりもこの図で言うところの右側は東京都と。ちょっと質問なんですけど、今こちらの道路ですね。20号バイパスよりも右側の道路部分ってのは東京都のところは今搬入路を設けてるってということなんです。はい、わかりました。はい、了解です。

笠間委員 笠間です。村木さんが今質問された関連なんですけれども、流域下水道の計画ってというのが今後、東京都としてどういう方向で計画されているのかっていうのは、少し情報として市は持ってらっしゃるんでしょうか。

事務局 事務局でございます。今のところその当初の計画から変更があったとかそういうことは聞いておりません。以上でございます。

笠間委員 笠間です。私も詳しいことは全くわからないんですけども人口が減少しているとかっていうふうなことで、その場所を素人として見たときに、何か改めて工事が進んでいるような、下水道用地としての工事が進んでいるような感じはもうしばらく、見受けられないなという感じを持っているので、その辺今後のお話にも選ぶ部分の話にもなるかもしれないんですけども、どのようなあの方向性持ってらっしゃるのかっていうのとはやはりちょっとお聞きいただけないかなと思うんですけども。

事務局 事務局でございます。今のご提案については、東京都の方と協議をさせていただきたいなというふうには思っておりますとあの協議というかどのようなかというところでございます。

あと日野市の事務局としての担当としての意見として聞いていただければと思うんですけど、東京都の方に聞いたわけではないんですけども、やはり人口減少ということで、その流域下水道のそこまで必要なかというふうなところだとは思いますが、やはりそういう懸念はあるのかなというふうには事務局としては思っています。これまでの計画を、下水道、流域下水道の計画として立てて、用地を取得してきた。それを踏まえて人口減少というものが今後見せられている中で、やはりその計画そのものの見直しというものを、ここだけではなくて全体として、あの見直さなければならぬだろうというのが考えられるので、それにはそういうふうな方針が出てその計画の見直しに行くにしてもですね、一定程度、かなりの時間がかかるのかなというふうには事務局としては思っているところでございます。はい、以上でございます。

井上委員 笠間委員さんの質問とリンクしてるんですが東京都から借りているあの図面の公共用地の側の公園の管理用通路って言われてる方側の黄色い右下の部分

ですね。あそこを4年更新で東京都から確か借りてるといふように私は聞いてたんですけど、それは今後も30年の間借用するとしたら4年間隔でずっと更新していくというお話でしょうか。今度いつその更新時期が来るのかちょっと教えていただきたいと思います。

事務局 事務局でございます。その今後借りていくかどうかにつきましてはですね、違法状態の解消策によってということだと思います。いつまで借りれるかという現状ということでございますと、令和8年の3月31日までの使用許可の期間というふうになっております。

江藤委員 江藤です。ちょっと確認だけなんですけれども、ちょっと私の認識があれだったんですが、第1回のときに配られたあの参考資料の2の、この表の中の5番の搬入路統合という案があって、今の右側端のルートと浅川堤防ルートに統合するっていうのがあったんで、何となくバイパスの左側の部分があの問題になってる、重いっていうふうに認識してたんですけども、これ両サイドとも、あの重みは同じっていうことでしょうか。

事務局 事務局です。すみません、説明のところをそこを現状の共有というところでお伝えしたかったことで、2億5000万というところこのかかった費用について市長が市に損害をというところでございます。

最高裁とかいろいろ判決の中を見ると、この北川原公園側のことを搬入路として30年間はとか、いろいろな判決の理由があったかと思いますが、全体として2億5000は全ての道路、今回の搬入路に対して、それを市長が市に損害を与えたということでございますので、市も他の関係機関についても、全ての道路について違法性が問われているというふうな認識ですので、その部分は全て今回のこの検討会で解消を図っていかなければならないかなというところでございます。前回、すみません、参考のイメージとしてお配りさせていただいたのは、事業者を決めるにあたっての提案の中の資料をイメージがつくかなというところでご提示をしたもので、あくまで、全然、あのなんていうんですか、今回お出ししたように、検証したものではないので、今回の参考資料2の比較表とか、方策がスタートということでご認識いただければというところでございます。以上でございます。

江藤委員 そうするとその今のスライドだと、南側の道路を今のまま残すっていうのもやっぱなしっていうことになるんですね。

事務局 事務局でございます。こちらの道路につきましては、下側の道路につきましては、ごみ処理の車が通ることは何もせずにですね、何も対策を講じずに通るということはできないというふうに認識しています。それはあの判決で違法性が問われているという認識でございます。

村木委員 更に問いですいません。村木です。公園内に搬入を設けたことが良くないというふうな司法の裁きがあったわけですけれども、この下の方の道、南側の道も

公園内に設置したのがいけないというふうに言われたんでしたっけ。ここはまだ公園にはなっていないんでしたっけ。

窪田委員 計画上は都市計画公園ってなってる。窪田です。すいません、裁判でそこもその一つの争点になってましたけれども、都市計画で公園が作られているので、現実にそれが公園ができているかどうかの前に、法律のレベルでは、都市計画公園とされているところに搬入路を作ることは違法ではないかと、私達が問うたわけですね。その公園になった、北川原も公園になりましたので、公園になったところを歩いていいのかっていう、こういう問いかけももちろんしたんですけれど。計画公園、まだ実行されてないけれども、都市計画で公園とされているところを、通行できるのか、僕らはできないと思っていたわけで、裁判所はできないと判断したと思っています。

村木委員 村木です。たびたびすいません、窪田先生はこの都市計画公園緑地であるさっきの下側のところですが、東京都の水再生センターの将来の用地として取得されているということなんですけども、これは今どういうふうに解釈したらいいんですか。水再生センターの用地だと見るべきなのか、まだ都市計画公園の整備すべき場所だと理解すべきだと、これどっちなのか教えてください。

事務局 事務局です。取得してるのは下水道用地として東京都が取得しております。この都市計画公園についての位置づけなんですけども、前回見ていただいた覆蓋化、ふたをかけた上でサッカー場みたいな形で、あれが完成形になります。なので、こちらこの図面の下のところ 20 号バイパスから下の下水道用地のところについては、その下水道の都市計画と公園の都市計画が重なっているところで、完成の実現、将来的な完成はその下水道の施設ができた後に、公園として整備するのが、計画として位置づけられているという認識でございます。

窪田委員 都市計画で下水の地域になってますね、流域下水の地域に。流域下水道はできていないんですけどもその上に道路をつくれるか、ってできないんですね。流域下水道計画に反してはいけないわけで、これと同じことで、公園計画は、二重にされているわけですね。ですから、公園の公園計画されている都市計画公園の上に搬入路を作ることはできない。これ下水道も、都市計画公園も同じ理屈になると思います。

江藤委員 わかりました。今、南側でこのパッカー車が通らない、もっと南に下るあの通路みたいなのが今あると思うんですけども、今現時点もありますよね。あの道は問題ないんですかね。

事務局 事務局でございます。あちらの道路に、そこの今の赤いところについては、そこが別に日野市が借りているわけではなくて、下水道の施設を維持管理したり、ちょっとした工事をするための搬入車両ということでバリケードというかあるので、そこは区分けをしているところでございます。下水道施設の維持とか更新とかに必要な車両を入れる通路として、その今の赤いところ、は位置

づけられていると。

江藤委員 それは都市計画公園の中だけでもそっちは OK ということになっているということですか。

事務局 そうですね、下水道の施設を維持管理したり、そういうものをするための施設ということそれは問題がないというところで。今までも多分あの搬入路を作る前はそこで出入りをして、あの工事の車両とかいろいろ維持管理の車両が出入りするというところで使っていたんだと思います。

江藤委員 わかりました。今完全に今思いつきなんですけど、そうするとそのあの南に行く道をそのままは、搬入路でぶっ通せないんでしたっけ。民家があるんですね。駄目なんですわね。

事務局 はい、下水の施設があります。

江藤委員 失礼しました。

笠間委員 笠間です。他の案についての質問をさせていただいてもよろしいですか。一番目の浅川土手を通るルートというのと、それからもう一つ多摩川ルートへの変更っていうのは両方重なってくるかなと思うんですけども、ここで周辺への影響というところで、都道、堤防が交通上、渋滞騒音振動の増加というような表現しかしてないわけですけども、実際には、もしここにあの 3 市のごみ収集車が通るとなるとかなりの交通量増だと思っただけなんです。そうした場合の 1 時間ごとの収集車両の数、あるいは 1 分当たり何台なんだとかあってあるかと思うんですけども、その辺をやっぱりもうちょっと数値で表していただきたいなっていうのと、日野橋浅川ルートで来る場合っていうのは、バイパスを通過して、万願寺の交差点から来てっていうのは、それで東部会館のあたりで、浅川土手に入るっていうことなんでしょうけれども、その辺のねやっぱりあの排気ガスとか、そういったものも非常に気になるわけですよ。だからその辺のあたりをもうちょっとやっぱり数値化をして出していただきたいなというふうに思うんです。

今日も朝ここに来るにあたって、日野高校の生徒さんたちがかなり通ってましたけれども、やはりこの表現だけでは非常に不十分だっていうふうで思うので、それをお願いしたいと思います。

井上委員 ごめんなさい、マイクがオンになっておりませんでした。他市のゴミのことについてそれを皆さんがどのようにしていくかっていうのは、これ自由だと思うんですけど、私の他市のことまでは考える必要はないと思っておりますのでごめんくださいということです。以上です。

伊藤会長 このルート案の条件として、そういう考え方とそうでないものも選択肢としてはあるという理解でよろしいですよ。一緒くたにはしないでくれっていうことですね。なので他に何かご質問なりご意見なりありましたら。

金子委員 2 点ちょっとお伺いしたいと思いますが、金子ですけども。まず一点。私が考

える必要もないのかもしれないんですけども、莫大なお金がかかりますよね。これ20億だとか。ちょっと腰が抜けるようなお金が出てきてるんですけども。私は考える必要ないと思うんですけども、日野市は大丈夫なんですかね。例えば、これに決まるかどうかわからないんですけども、その辺がこれ議論していく上です、大丈夫かなっていう一つ気になったんでお伺いしたいと思います。

二つ目なんですけども、関係機関との調整ですよ。1案2案にはそんなにないと思いますけれども、これまさに住民ですよ。住民の理解と協力をどう得られるか。もし、そんなに選ばれば、もう、はいつくばったになって市はですね、頭下げて、これは住民対応しなきゃならんだろうというふうに私は思ってるんですけども。他の案はですね、これは関係機関との調整がずいぶんありますよね。国、東京都、それと大きなのは警察ですよ、これ。私も昔仕事しましたけど。この壁が厚いですよ。時間もかかりますよこれ。だから日野市の中でできる範囲ならばそんなことないと思いますけど、外的要因にもなりますけども、そういう関係機関との調整ですよ。これがずいぶんかかるかなというふうに思ってますんで、先ほども大体何年ぐらい見ればいいのかというふうにお聞きしたのはその点でございます。それがちょっと気になったんで聞いたわけですけど、以上でございます。

伊藤会長 今は、なんでしたっけ評価指標ということで、客観的にこういうことが問題ってところの整理だけなんです。次に評価基準からそれを要はそれがどのぐらい妥当なのか大変なかっていう重石付けは、我々がちょっともう一つまた議論しなきゃいけない問題なので、今のご指摘は、市に聞いても、だからそうかといって、はいはいそうですねっていうことではなないと思われるので、この後の我々の議論っていうことで整理させていただいてもよろしいですか。

笠間委員 笠間です。先ほど私が申し上げた周辺の影響ってところで、やっぱり数値化したものを、どのくらい何台の車両が行くのかって、この道路を通るのかってということとかその辺のあたりっていうのはかなり影響が大きいと思うんで、ちょっと数値化したものを出示していただきたいということはお願いでよろしいですか。

事務局 はい、事務局でございます。それは早急に対応できるところでございますので、わかり次第、またメール等で次回と言わずその中で対応していきたいと思えます。今、すいません、資料がなくて申し訳ないですが、ピークのところは先ほどもエレベーターのところ、片側55台で110台という数字は出てますので、ピークは1時間に55台、片側55台ですかね。っていう数値なので、行き帰り出入りがありますので、1時間110だ。55台入って55台出るってのがピーク時ですので1時間に110台ということが、っていう数字は出て

ますけどもその他の時間帯というか、それが出てませんので、それはまたお伝えします。

笠間委員 すいません。笠間ですが、それはここの道路を 110 台を行ったり来たりで 110 台になるよというふうに考えればいいってこと。相当ですね。

中谷委員 私もともとルート変更して、多摩川沿いから入れていくというようなことが出て、その前提は、浅川ルートで石田地域の方々がもうこれ以上迷惑を受けないという意向が強いので、変更してくれていうことだったわけですね。僕はですからそれを前提に考えると、第 1 案第 2 案、つまり浅川ルート多摩川ルートを検討するってことは最初から僕は論外だと思っています。片方の人が嫌だからって声をあげてるのに反対側に持ってくって OK って、これはあり得ないことですよね。どう解決するのかっていうお金をかけるしかないと思うんです。両方通らないで、かつごみ搬入路を国道から直接ごみ搬入ができる方法をお金をかけてやるしかないと思うんですよねそれは。ですから私は 1、2 は論外だと思っていますのであまり議論しても仕方がないと思います。これを議論したらそれこそ地域に持ち帰ってどうですかって話をしなきゃいけないになりますよね。私達はそういう議論はしない。むしろ、お金の問題としてやるべきことをやるってことが大事じゃないかと思うんです。私はお金の問題としては、70 億のお金が、2 市からですね、協力のお金として出るということが前提ですから、これは、僕は優先的にその 70 億、70 億のお金もう半分くらいは使われたそうですけれども、少なくともまだ半分残っているわけですね 30 億か 35 億円残ってるはずですよ。ですから、そこを超えてもっていうのは僕もなかなか勇気のいることで言い切れないんですけども、30 億くらいの枠の中で解決策が、どの、浅川ルートであれ、多摩川ルートであれ住民から不満が起きないっていう方法を考えていくってのがこの委員会の僕は仕事ではないかと思っております。

浅海委員 話はその通りなんですけど、ちょっと聞きながら、確認したいなと思ったんですが、35 億円がその 2 市から、70、70 億の半分使ったってということなんで 35 億ですけど、それはもう、中身に使えるお金というふうに考えるっていう前提で、よろしいですか。

赤久保委員 はい、企画部の赤久保です。こちらの今このお金というのは、一部もう使用しています。それと一部は基金として貯めている部分がございます。それとまだあの 2 市から入ってきてないという部分がございます。まず、70 億のうち、既に使っている金額ですけれども、約 43 億使ってございます。それと基金に今積み立てられている部分については、約 10 億 5 年度の末の予定で 10 億ですね。ですからその 70 億から先ほどの 43 億と 10 億で、53 億、70 億から 53 億引いた部分、この部分がもうちゃんというように実際に今後使える額ということ。ごめん 10 億はそのまま残るから 20 億ちょっとですね。他に使わないと



いう条件のもとで使えるのは20億ちょっとということになります。入ってき  
てない額を含めて、あの基金へ貯金として持っている部分が10億で、入っ  
てきてない部分が12億ほどありますので。

浅海委員

それに市の単費をプラスアルファするかどうかというの、もちろん選択  
肢としてありうる、現実的かどうかちょっと今わかりませんが、あるっ  
ていうことだと思んですけど、それわかりました。その点は。それでちょっ  
と私の方で、選択肢のこれ中身なんですけれども、僕は笠間委員がおっしゃ  
ったように、まず勉強でそれぞれの道にどれぐらいの交通量が発生してんのか  
っていうそのデータと、それとそれぞれの案になったときの交通量の増加あ  
るいは前後変化みたいなのが、やはりわかるような比較の表になっているっ  
ていうのが必要かなと言いました。

それと、さっきから出てる特に1とか2なんですけれども、これが日野市の  
以外の2市の分のものが入っている案と入っていない案、あるいはこの案自  
体はどちらを想定して書かれてるのかってということも、ちょっと分からなく  
なってきたんですけれども、そこを分けした案として作っていただくの必  
要があるのかなと。比較の議論をするためにですね。それでもっと言うた  
ら例えばJCT案とかスロープ案にしても、まず片側だけ搬入路を使っても帰  
りは既存の道路を使うとかですね、いくつか、なんですか案の組み合わせみた  
いなこともひょっとしたら考えられるのかなというふうに思いますし、あそ  
こまでいろいろ広げたり、それからそうですね、ルートをそういうものを広げ  
た案+ルートを時間的に分散させながら、行きと帰りで、なるべく地元  
に負荷が掛からないようなやり方がないのかという検討なども、あわせてた結果  
としての比較案として並べられる必要があるのかなというふうに思ってます。  
ちょっとごめんなさい、何か説明も仕方があんまりわかりにくくて。

事務局

事務局です。すいません組み合わせのことにつきましては、いろいろいいかど  
うかはわからないんですけども、片側は例えばスロープを使ってもう片側は  
既存の道路を使うとか組み合わせはいろいろあるんですけども。組み合わ  
せる相手としては、どっちかっていうと、既存のルートと他の片側みたいな形  
でしょうし、組み合わせるにしてもこの案の中で組み合わせるのかなとい  
うところで、組み合わせをするとすごくいっぱい出てしまうのかなとい  
うところがございますので、そこらへんの反対がどのルートがいいのかも含  
めてちょっとまずは第1次というか、ざっくりとしてはこの中で、半分使  
ったとしても負担が増える1と2については地域に負担が増えるかなと思  
いますし、そういうところも含めてですね、ご議論いただいて、これとこれ  
だったら組み合わせられるかなというところも含めて議論をいただければ  
なというふうに思っております。

あと、何だろう、言っているのか。違法状態を解消する検討会でござい  
ますの

で、今現時点この搬入路を通っている車が通らないと通らなくとどうかその全部が違法状態、あの公園の中を、別のルートにするのであれば通らなくするということであるので、だからその2市の車がそこを通るということも違法状態は違法状態なので、それは解消しなければならないということで、ここに示している全ての搬入、今使っている車が別のルートにするという案を検討する、それがこの検討会の目的でございますので、2市を分けても、その2市の分は他のルートを考えなければならないということがございますので、どちらにしても、分散するのかということと一緒にありますので2市も含めた今通ってる車全部が違法ということなのでそれを解消するための検討会でございますので、そこはご理解をいただきたいと思う。

浅海委員 ちょっと僕の言い方がなかなかわかりにくい言い方で申し訳なかったと思うんです。例えばですね、これ2の多摩川ルートへの変更っていうのはこれ、全ての要するに日野市+2市部分が全てこのルートを使うという案じゃないんじゃないかと思ってるんですけど、これ全てこのルートだけ使うということですか。

事務局 一応今の1次選定というか、今の最初の1案と2案3案ぐらいに絞るといふようなことであると、一応全部ということで、今後の議論の中で負担割合で、別のルートと組み合わせてっていうのも想定としてはありますけれども、まずは、そうですね、そういうご意見もあろうかなというふうに思っておりますけれども、今はルートとして全部という言い方というか、場所を変えるとすればこのルートがいいんじゃないかということを書いてあるというところがございます。

浅海委員 例えば2案の中で日野市から来るごみの車はどういうところからこの赤い線に入ってくるんですか。

事務局 基本的にはですね、可燃ごみの日野市のごみについては、今の北川原公園の搬入路を使うように日野市の、直近例えば北川公園の周辺のところのゴミを回収した人がわざわざ通ってっていうのはそれはないかもしれませんが、基本的な考え方としては搬入路を通して入ると。ごめんなさい、今の搬入は全てあの公園側から入ってるので、それがつけ変わるといふことで基本的には多摩川ルートを通してくださいというような収集の仕方になる。

浅海委員 ということは日野橋のところ、だからちょっとそういうルートが示されていないので、きっとわからないと思うんですね。逆に日野橋のところに集中するのであれば新たなその周辺のところの影響を与えるっていう案になるんだと思うんですけども、その辺がこの線だけ赤い線だけだと、わからないなっていう気が付かないなっていうことがあるんで、そういうのも含めた全体の回収ルートがどのようなことになるのかっていうふうに関心していただくのが必

要だと思いました。

事務局

すいません、もう少しわかりやすいように検討させていただきます。

井上委員

このことではなくて、先ほど窪田委員、弁護士さんの方からのご説明では、周辺住民から浅川から多摩川の方に変えてくださいよってという提案が出されていたことは私も聞いたことあるんですけど、住民運動してる中で聞いてきましたけれど、日野市のごみはいいけれども、他市のゴミが入ってくるんだしたら、多摩川べりを使ってよっていうようなお言葉を自治会長さんから聞いた記憶があるんですね。ですから日野市のごみだけだったらとりあえず今違法解消すぐできるでしょうっていうようなことで私は提案したつもりなんですけれど、それに一緒に他市のごみのことまでは考えてないってことはちょっと先ほど言われたように、同時に違法解消できないのは、ここの検討会の役割を果たさないというようなお言葉でしたけれども、そういう形で排除されるのであればね。ここの委員会が排除するのであればそれを文章にして残してください。抗議です。以上です。

だからそういう提案のね、他市のゴミを受け入れる大前提として、この検討会が行われてるっていうことで、そうじゃない一部だけ解消っていうのは、解消にならないんだよっていう形で、あなたの提案は没ですっていうのであれば、それははっきりとしていただいて結構ですね。結論を出していただいていいけれども、先ほど川鍋さんがおっしゃったように、二つの提案をドッキングさせて、同時にそれを活かすっていう方法もありますよねっていうような言い方されたので、それは可能性はあるかなとは思ってるんですね。先ほど言ったように、多摩川べりは、日野市のごみはどっから入ってくるんだよみたいな話がありましたけれど、どっからだって入れますよね。ただ、最終的に、クリーンセンターじゃなくて整理組合のゴミ処理場に入っていくのは多摩川堤だよってことで。私なんかも、日野市のごみは一旦、バイパスを一旦国立側に降りてもう1回登ってきて、小金井国分寺のトラックと同じように入口を一方的にすれば、北川原公園の西側の北側っていうんですか、今通ってる日野市のごみが入ってくるが公園が整備されてる方ですよ。そちらの方を全く使わないで済むルートだってあるわけですよ。そういうことはいちいち私書きませんでしたが、そういう形で検討することも可能であるにもかかわらず、最初っからこの検討会の役割が同時にいっぺんにその違法解消する提案じゃなければ駄目なんですよって言われたらそうもう没みたいなふうに私は受けとめたわけです。はいわかりました。ありがとうございます。

中谷委員

信号案のことで混雑度 1.44 という数字が 1.32 から 1.44 へ増えるというような評価が下のところにされているんですけど、ちょっと計算式等々が説明してもらったらわかるかどうかかわからないんですが、あの要するにこれは、

信号ができることによって、一定期間で切って、切る時間をどうするのかとか、それから、ここの流入車両 110 台時間当たりというのに関わってくる数値なのか。あるいは待機車線を作ってますよね、待機車線をもう少し長くすれば例えば混雑量が減るのかなど、ちょっとその数字だけではちょっとわからないのでその点を説明していただければ。

事務局 はい、事務局です。1.44 に上がるっていう根拠は信号をつけることについての算定なので、それはあの、また別途お示しするようにします。その計算のあり方ですね。一般に信号 1 回当たりサイクル長という 90 秒とか 120 秒とか赤から青 1 順繰りする時間が決まっていますので、その時間が 1 回割り込むことになります。なので、信号の多い数だけ混雑度は上がってくる、負荷がかかってくるという計算根拠がありますのでそれをお示しします。なので、110 台が与える影響という数値、算定ではないということです。

事務局 あと補足なんですけどもこれ警視庁から出てるあの資料なんですけども、あくまでも一般車両の交差点を作るといふことの条件を出しているものですので、今回一般車両ではなくて特殊な車両専用道路というところでそこらへんも協議する上でもハードルが高いかな。一般的に流入が多い、一般車両が多いのでここに信号をつけた方が安全性が増すよとか、歩行者が多いからとかっていうものでこういう必要条件とかが出ている、ホームページ見てもらえばあるんですけども、出てるものなんですけれども、そもそもないところにつくるでしょうし、今時点で計画がない道路ですし、その道路で一般車両が通るわけではないのでそこら辺の評価もあるかなと、なかなか難しいかなというふうには考えているところでございます。

中谷委員 説明わかりました。もう一つなんていう意見というか、あのちょっとひよっとすると、次のところに行ってしまうのかもしれませんが先ほどコストの点ですね、周辺環境整備費のことについて議論がありました。私の理解するところについてお話させていただくと周辺環境整備費というのは、クリーンセンター新しいクリーンセンターを作る 3 市共同で作るといふそれとの関係で周辺住民の皆さんの、できる限り負担を減らすと、というような意味を持ったものだと思うんですね。不利益を受けるわけですから、それをそれに対する補償というか、そういう性格のものだというふうに思うんです。私このことが非常に大事だと思うのと、もう一つは、元々共同処理施設を作るときには、搬入路っていうのはセットなんですよね。搬入路のない処理施設はないわけで。その搬入路が違法であったということが明らかになったわけですけど、本来ならば、共同処理施設を作るときに、合法的にこのぐらいお金かかるから、こういうルートで作るんだっていうことをもっと深く検討しなきゃいけなかったんですよ。それが今、後先逆になってるっていうところに、あの問題があるので法律守っているとすれば、きちっとしたその負担も共同処理施設と一体のもの

してね、3市で負担をしなければいけなかったのではないかとも思うんですけど、いずれにしても、そういうふうな周辺住民への負担を軽減するために使われるその費用として周辺環境整備費があるんだとこういうことをじゃないかなというふうに思います。

伊藤会長 最初設定されていた時間が1時間半しかなくて、これはちょっと短いというふうに思っているんですけども2時間近くなってきたのでそろそろ今回の委員会ちょっと収束しなければいけないと思うんですが、はっきり言って、ここに示されている案ではどれも駄目じゃないってことですよね。多分。そのそれぞれの方もあのこだわりもいろいろあるので、これあの評価し始めたら、紛糾しててもなんかあんまりいい結果にならなさそうな気がするので、今聞いた中で、あのデータもいろいろもっと出さなきゃいけないものもあればやっぱり複合的なことも考えてもうちょっと選択肢を増やし増やさないと、少し先に進めないんじゃないかと。思うんですね。ですから一応今日のところはもっとそういう意味で、どういう観点での選択肢なら広げられるかっていうヒントを与えていただくことで、ここで打ち切って、この後の問題はちょっと次回にまた引き続き行きたいというふうに司会としては思うんですけどいかがでしょう。

検討委員会としては2時間が一応めどにしたいなと思ってもう後、5分ぐらいしかないので、もう今日ここまで、まずは評価基準案と選択肢の案と評価指標と評価基準についての途中までってことですけどここまでしか議論できないんじゃないかな。

この後ちょっとまたプラスのものがあるので、そこでもうちょっとざっくりばらんにこうしたいみたいなこともあまりやり取りをさせていただければと思うんですけど、やっぱりそれぞれの委員の方で、ここは絶対にあの駄目っていうのがそれぞれあるので、それやっていくとどれも駄目でしょみたいな結論しかどうもなりそうにないので。あと、基本的にはですね、あの評価するにしてもここまで評価基準を説明して、あと次までに何か点つけてくださいみたいなやり方は多分駄目だと思うんですね。それで合計してどれが点が高いから良いとかっていうんでは、それは納得できないと思われるので、それぞれに出してもらおう分にはいいんですけど、やっぱりここでその基準がその点数での評価でいいのかどうかっていうのは点が高いから良いにはならない。という僕は認識でいるので、やっぱりそこでの議論がやっぱり相当ないと、合意には達しないんじゃないかなと。やっぱり合意に全然達しないかというともまあいろいろその複合したいとかですね、分散したりとか、それなりにオール満点にはならないかもしれないけど、なんか妥協案を探していくのがこの委員会の目標かなというふうには今のところ思うので、それもかなわないかもしれないではないでしょうけども、もうちょっと追及しないと駄目かな。そうするとやっぱり

事務局 この選択肢では、それはちょっと難しいかなというのが僕の印象です。なのでちょっともうちょっと知恵出してもらいたいコンサルの方にですね、はい。  
はい、事務局でございます。すみません、想定してた時間ももう2時間近くたってしてしまって申し訳ございません。私どももですね、次のページ、31コマ目とか32コマ目ですね、次回というところでご提案をしようと思っております。あくまでこの表は参考に参考というか、案として評価の視点としては挙げさせていただいて、会長がおっしゃるようにこれを全部点数化して集計してそれでっていうことは全く考えておりません。ただ、案としましてはこの7案の中から複合的にもうちょっと台数とかも含めてですね、詳細に情報は提供させていただいた中で評価をしていただくんですけども、やはり先生からもおっしゃられた議論が必要だと思います。ただ、その議論をするに当たっても、この案だとここがというところが良くないとかいいとか、その1人1人委員の方の思いとか意見もございまして、そこを1人ずつ、あの発表みたいな形で出し合っていて、その中で議論をしていただいて点数で高いからとかっていうことではなくてですね、そんな決め方をしっかりしていただければなというふうに思ってた次第なんですけど。

伊藤会長 もう一つですね、今日は少し公園全体をもう少し遠い未来を少し頭に入れようと思って歩いたってこともあるんですが、あの先ほどから言われてるごみ3市の動向です。ごみ処理の問題で、本当にあのまずね、そこを2市を加えたことで、住民間の軋轢みたいなを生み出したっていういろんな評価が総括もあるわけですが、30年を待たずに、すぐ断るみたいな可能性も含めつつ、本当に30年後になくなるのっていう疑いが相当多くの方があの質問説明会なんかで持っていたので、ごみ処理施設を次回見学するかどうかわかりませんが、ただ見学だけじゃなくて、そのごみ処理の技術的な動向みたいなもんね。そのどのぐらい技術が進んでいってごみゼロ社会に行けるのかどうしたらいいのかとかそういうことも議論を含めてあと2市と一緒に話し合っていないと。多分30年すぐきますからね、何か何かしないと。だからそういうそっちの方も評価をするという点にすぐには反映されないかもしれないけど、この検討委員会としてはそっちのことも視野において、2市のゴミをどれだけ減らせるのかとか、その方もちょっと根拠も僕も思って評価付けしないともう私やめるって言われちゃうと困るので。ぜひそういうことも議論していきたいというふうに思うんで、それは僕の方から事務局の方といろいろまた検討したいと思います。

伊藤会長 すいませんちょっと何か質問が微妙で、あんまり正確に今のことだと答え間違えそうなので、ちょっと注意したいんですけど3市のごみを前提だと私は議論できませんみたいなそういう意味ということですか。

井上委員 3市のその違法道路を解消する方策として、3市共同処理を大前提とした議論

をしながら違法解消するっていうのが合意書に基づくこの検討会でもあるんですけど、その枠を超えて、意見を求めるっていうのが、市長さんの、大阪上中学でのお言葉だった。だから、あなたがその日野市だけの回収方法その拒否された、副市長さんに拒否されたんですけどね、それは、一般市民として意見を述べる機会が公募市民だから参加してくださいって言われたので応募しました。私も原告団としてやってたときは、その違法解消っていうことは、とても大事だと思ってたし、第1項目合意書の1項目めが、その他市のゴミを受け入れる大前提の文章っていうのに気づいたのは最近のことなんであって、それでそれじゃあやっぱり周辺住民と原告としては、大切なゴミ受け入れたくないよなっていうのは根底にありましたから、原告団やめました。だからそういう立場からすると、伊藤さんがおっしゃったように、合意書に基づいた検討会は設置されたけれども、意見はあらゆる方策を受け入れますよっていうのは、市長さんのお話だった。だから、そうすると今のこの話で窪田先生のお話からすると、この検討会の役割は、3市のごみ処理をその同時に違法解消をしなければ、役割として果たせないというようなお言葉がありましたので、やっぱり私はこの場に来るのは、間違ってたかっていうふうな思いをしたわけなんですね。だからそれだったらそれでね、辞めるのはまあしょうがないかなとは思うんですけど、でもドッキングさせて他の方策と一緒にすることによって、可能性を見出すっていう方、先ほど金子委員さんがおっしゃったような方策は他市のごみをとりあえずは受け入れているわけですから、それは続けなくちゃいけないと思ってるんですね。だけど、できるだけ早く、他市のごみを1年でも2年でもそういうことは数少ないかもしれないけどでも、それを探るためにとりあえず日野市のごみだけは元々、周辺住民である新石自治会は日野市のごみはいいんだよ。だけど、他市のゴミが来るから勝手に公園の中に道路を作っちゃったみたいだね、法律も考慮しないで勝手に作ったのは日野市だみたいなことを自治会長さん言ってましたけれども、そこんところを同時にやらなければと言ったら何年間も先かかりますよっていう提案ばっか知れないですか。大がかりな工事は。だとしたら今すぐ日野市の3分の1だけ両方解消ができて、他の2市は、交渉するのに何年かかるかわからない。できるだけ早く交渉するって言ってんだから。ほんの数年でも好評だったそれもういい。

- 伊藤会長 貴重な選択肢のような、私は思いますけど。
- 井上委員 それがね、やっぱり周辺の声なんですよ。そういう声を聞いているからで、私の思いつきじゃありませんので。
- 伊藤会長 ぜひ辞めないで欲しいです。
- 井上委員 そう言っていただけるのは、言っていただけるのは先生だけです、
- 伊藤会長 いいえ、そういうふうに決まることではありませんよ。でも貴重な何か今聞く

と何か選択肢をいくつかの中にはあってもいいような。つまりそのためにはやっぱりごみのことを勉強してみんなでゴミを減らすってことも重要だし、あのそういうことも視野に入れないと、なかなかそういう選択肢を取りにくいという気がしますし、というふうに僕は個人的には今聞いてて思いましたけど。

井上委員  
伊藤会長

ありがとうございます。ご検討よろしく申し上げます。

ということでもう 2 時間を過ぎたので、今日のところはし締めたいと思います。あと一時間ぐらいちょっとフリークの時間を要しますので、言い足りないあるいはちょっとおかしいんじゃないのみたいなことがあれば、そこで言うていただければなど。思いますが、あの事務局にお返ししますけどよろしいでしょうか。

事務局

はい、すいません。時間も押しちゃって申し訳ないです。1 点だけすいませんちょっと確認したいことがございまして、最後のスライドの 2 枚目の周辺地域との意見交換会というものを、ちょっと 1 月に予定をしたいなというふうに思っております。どこまでの結果かどうかは別として検討会の進捗状況をご説明する機会が必要だなあと。10 月から 10, 11, 12, 3 ヶ月経ったというところで、こういう議論も公開もするんですけども、やはり直接今、検討してこういう状況だということを報告したいなというふうに思っております。で今回ちょっとここでご提案させていただいたのがあの広報のちょっと一つの周知もしたいなということで、1 月ぐらいに開催すると 1 月号に、あの事務的なところなんですけども載せなければならないということで、ここで 1 月中にやるということで、まあいいんじゃないかということであれば、ちょっとその準備をさせていただきたいなと。あとは周辺の方に配ったりもしなければならぬのでちょっとそこだけ。1, 2, 3 回、12 月 次回が 9 日ですので、その 3 回を受けてちょっと進捗状況とかをご報告をさせていただく場が必要かなというふうに考えておまして、ちょっとこのコマを使って提案させていただいてるんですけども、そこがちょっとどうかということであれば、またそれはあれなんですけれども、ちょっとそこだけ。

笠間委員

先ほどもちょっと申し上げましたけれどもワーキンググループの周知対象範囲のことなんです、私は新井自治会で赤粋の中です。この落川上というのは先ほども申し上げたように、確かに百草園駅の方まであることは確かです。この赤粋の中に入っていない非常に浅川に近い地域の方もいらっしゃるし、この程久保川から 10 m のところのお住まいの方もやはりすごく関心を持って、前のときクリーンセンターだよりを配布してくれと。ところが浅川の浅川じゃない、程久保川の北側の人たちだけだということなことで結局見られてしまったわけなんですけれども、やっぱり自治会という単位で環境保全協定とか、自治会で判断をしてくださいというふうに市から求められてきている



事項ってあんですよ。だから、この 500 m だからって言って、こういう組み方をしないで、やはり自治会に行って意見をくださいって言って、そこが賛成をしたからということで確認されましたって市長さん報告されてる、してることもあるのでね。そしたらもう、確かに範囲は広がっちゃいますけれども、だったら落川上自治会全体に対象範囲を広げてください。

伊藤会長 広報に出したら誰が来てもいいよ的に基本なってるので、広げたって別にいいんでしょう。

事務局 すいません、ちょっとその周知の範囲とか、あの、これはチラシを直接配る範囲ということ想定してるんですけども、今回それを議論をちょっと時間がないので次回にしますけれども、そこはまたあれなんですけども、1月ぐらいにもう3回終わったので、周知というか意見交換会をした方がいいんじゃないかというご提案で、また周知は広報でいついつやりますよっていうのは小さい記事ですけど、回します。全市民に回します、それとは別に配付をするのがどの範囲かっていうのはまた次回決めればなと思っております。

伊藤会長 僕の方で責任もって事務局と調整するので。

村木委員 村木ですが、伊藤先生のほうで、この今の議論の進捗に対して、1月に何を意見交換できるかっていう内容も含めて責任持って検討していただければと思います。ちょっと今議論が遅れてるので1月早いかなっていう感じもしてます。

伊藤会長 1月中ということで進めていただいて、終了してよろしいですか。

事務局 最後、事務局で閉めさせていただきます。次回なんですけども先ほどちょっとちらっと言ったんですけど12月9日土曜日また、もうこちらの方で2時から1時半から2時間ぐらいということで、また検討会の前には現場視察および反省会をしますので、今日と同じような形で執り行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。以上でございます。

伊藤会長 これで第2回の検討委員会を終了させていただきます。